

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 調達番号   | 医経009  |
| (2) 調達件名   | 「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究」を実施する大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座および分担施設における臨床検体測定業務 1式 |
| (3) 請負完了期限 | 令和6年3月31日  |
| (4) 請負場所   | 受注者の保有する施設   |

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2  
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係  
電話 06-6879-3044
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和5年2月17日 17時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

# 仕 様 書

## (一般事項)

1. 業務の表示 「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究」  
を実施する大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座および分担施設  
における臨床検体測定業務
2. 業務の実施場所 大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座もしくは大阪大学  
大学院医学系研究科消化器内科学講座の関連施設および受注者施設
3. 業務実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
5. 代金の支払 代金は毎月支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支  
払うものとする。

## (特記事項)

1. 受注者は、本仕様書により、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座  
および大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座の関連施設から提供する検体(ヒト  
血清)を受領し、測定業務を行うものとする。検査項目は血清 Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾  
異性体 (M2BPGi) とする。(予定検体数：3,000 検体)
2. 検体の搬出は本講座あるいは分担施設の指定する日(原則として土、日、祝日及び年末年  
始(12月29日から1月3日まで)を除く。)に受付にて本講座あるいは分担施設担当  
職員の確認を受けて行うものとする。
3. 受注者は指定する日時に、検査報告を本講座および分担施設に提出するものとする。
4. 検査結果に疑義のある場合は、直ちに再検査及びその他適切な処置を行い、その経緯を報  
告しなければならない。なお、これらに要する費用は、受注者が負担するものとする。
5. 検体の状態または検査の技術的境界、その他受注者の責に帰すべからざる事由により、検  
査不能または検査結果に過誤が生じたときは、業務の不履行とはならず、受注者は免責さ  
れるものとする。

6. その他詳細については、発注者・受注者間の協議の上、決定するものとする。

**【業務内容】**

「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究」を実施する分担施設（別紙1）において臨床検体の回収およびを行うものとし、具体的には次に掲げる範囲の業務を行うものとする。

- (1) 分担施設（別紙1）からの臨床検体回収、日本医学臨床検査研究所への検体の提供およびM2BPGi測定、残検体の大阪大学への返却、結果報告書の送付（大阪大学および分担施設）

「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究（MAFLD研究）」施設一覧

	施設名	科名（所属）	担当医名	郵便番号	住所	電話番号
1	市立伊丹病院	消化器内科	今中和穂	664-8540	兵庫県伊丹市昆陽池1丁目100番地	072-777-3773
2	市立東大阪医療センター	消化器内科	名和善敏	578-8588	大阪府東大阪市西岩田三丁目4番5号	06-6781-5101
3	大手前病院	消化器内科	土井喜宣	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前1-5-34	06-6941-0484
4	国立病院機構大阪医療センター	消化器内科	阪森亮太郎	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331
5	大阪警察病院	消化器内科	宮崎昌典	543-0035	大阪府大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051
6	関西労災病院	消化器内科	萩原秀紀	660-8511	兵庫県尼崎市稲葉荘3丁目1番69号	06-6416-1221
7	JCHO大阪病院	消化器内科	金子晃	553-0003	大阪府大阪市福島区福島4-2-78	06-6441-5451
8	八尾市立病院	消化器内科	榊原充	581-0069	大阪府八尾市龍華町1丁目3番1号	072-922-0881
9	市立吹田市市民病院	消化器内科	内藤雅文	564-8567	大阪府吹田市岸部新町5番7号	06-6387-3311
10	兵庫県立西宮病院	消化器内科	飯尾禎元	662-0918	兵庫県西宮市六湛寺町13-9	0798-34-5151
11	国立病院機構大阪南医療センター	消化器科	中西文彦	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町2-1	0721-53-5761
12	市立豊中病院	消化器内科	松本健吾	560-8565	大阪府豊中市柴原町4丁目14番1号	06-6843-0101
13	大阪国際がんセンター	肝胆脾内科	大川和良	541-8567	大阪府大阪市中央区大手前3-1-69	06-6945-1181
14	箕面市立病院	消化器内科	森下直紀	562-0014	大阪府箕面市萱野5丁目7-1	072-728-2001
15	大阪ろうさい病院	消化器内科	平松直樹	591-8025	大阪府堺市北区長曾根町1179-3	072-252-3561
16	大阪急性期・総合医療センター	消化器内科	薬師神崇行	558-8558	大阪府大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201
17	市立池田病院	消化器内科	石田永	563-8510	大阪府池田市城南3丁目1番18号	072-751-2881
18	市立貝塚病院	消化器内科	垣田成庸	597-0015	大阪府貝塚市堀3丁目10-20	072-422-5865

敬称略

## 見 積 書

調達番号： 医経009

調達件名： 「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究」を実施する大阪大学大学院  
医学系研究科消化器内科学講座および分担施設における臨床検体測定業務 1式

見 積 金 額                      金                      円也      （1検体あたり）

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者  
心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和    年    月    日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、  
それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

## 請負契約書(案)

請負の表示: 「脂肪肝患者の臨床経過に対する多施設前向き観察研究」を実施する大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座および分担施設における臨床検体測定業務 1式

請負代金額 1検体あたり 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科長 熊ノ郷 淳 と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、受注者等の保有する施設において、これを行うものとする。(ただし、日本国内に限る。)

第5条 請負完了期限は、令和6年3月31日とする。

第6条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係に送付すべきものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第一係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘2番2号  
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科  
研究科長 熊ノ郷 淳

受注者

## 個人情報取扱の特記事項

## (基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

## (契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

## (事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

## (適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

## (違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。